

令和7年6月20日
国土交通省関東地方整備局
総務部

指名停止措置について

関東地方整備局は、全6社に対して、指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 総務部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1370

○契約課 課長 榎本 （内線：2511）

○契約課 課長補佐 大平 （内線：2517）

電話：045-211-7412（代表） FAX：045-211-0205

契約管理官 黒木 （内線：5880）

経理調達課 課長 池田 （内線：5870）

○は本件の主務課です

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指 名 停 止 措 置 業 者	住 所
① 日精株式会社	東京都港区西新橋 1 丁目 1 8 番 1 7 号
② 住友重機械搬送システム株式会社	東京都品川区西品川 1 丁目 1 番 1 号
③ フジパスク株式会社	東京都世田谷区上馬 4 丁目 2 番 5 号
④ I H I 運搬機械株式会社	東京都中央区明石町 8 番 1 号
⑤ 日本コンベヤ株式会社	大阪府大阪市中央区大手前 1 - 7 - 3 1 O MMビル
⑥ 新明和工業株式会社	兵庫県宝塚市新明和町 1 番 1 号

2. 指名停止措置期間

- ①②④⑥の業者 令和 7 年 6 月 2 0 日から令和 7 年 8 月 1 9 日まで（2 カ月）
③⑤の業者 令和 7 年 6 月 2 0 日から令和 7 年 1 0 月 1 9 日まで（4 カ月）

3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

4. 事実概要

- （1）日精（株）、住友重機械搬送システム（株）、フジパスク（株）、I H I 運搬機械（株）は、公正取引委員会により、令和 7 年 3 月 2 4 日、建設業者が発注する特定地下式 P S 設置工事において、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。
- （2）I H I 運搬機械（株）、日本コンベヤ（株）、新明和工業（株）は、公正取引委員会により、令和 7 年 3 月 2 4 日、建設業者が発注する特定エレベーター方式 P S 設置工事において、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。

5. 指名停止措置理由

【①③④⑥の業者】

有資格業者である当該業者らが独占禁止法違反行為を行ったことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 31 日付け港管第 927 号）別表第 2 第 5 号（独占禁止法違反行為）に該当する。

【②⑤の業者】

有資格業者である当該業者らが独占禁止法違反行為を行ったことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）別表第 2 第 5 号（独占禁止法違反行為）に該当する。

<指名停止措置要領別表第 2 第 5 号>

措 置 要 件	期 間
（独占禁止法違反行為） 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第 12 号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 2 カ月以上 9 カ月以内